



申12部「電気部門の変革2022」に関する申し入れを提出! ①

JR東労組は、「電気部門の変革2022」の提案を受け、申11号の申し入れを行い施策の全容解明を目指してきました。この交渉を通じて一定の内容は明らかになりましたが、「モニタリング装置」や「旗揚げシステム」のように、今施策によって新たに導入される予定ではあるものの、詳細が検討段階の事案が複数あります。他にも、新幹線部門の分離に見られるように、職場のあり方が大きく変わるにも関わらず、運用の基本的な考え方がまとまっていない事項があります。そのため、会社における自らの働き方だけでなく、今後の人生設計まで含めて、多くの組合員が将来への不安を抱えています。

これまで、JR東日本の電気設備は、新技術の導入や、直轄とパートナー会社が役割分担を明確にして、社会インフラである鉄道の礎を築き上げてきました。これが、モチベーションの維持に繋がっている事は一つの事実です。しかし、時間管理が厳格、夜間作業が多く不規則、感電・墜落・触車等の労働災害のリスクが高い業務は、働き盛り世代にとっても肉体的・精神的な負担が大きいです。パートナー会社においては、工事量の増加もあいまって離職者数も多く、協力会社の確保もままならない状況です。そういった厳しい環境が、労働災害や事故・事象の要因となっていると言わざるを得ません。

今回の「電気部門の変革2022」は、現在抱えている課題を将来に先送りするものではなく、現場で働く組合員、社員、パートナー会社社員の安全、健康、働きがい確保に資するものでなければなりません。具体的には、列車運行の可否が判断できる技術力を高め、余裕の持てる作業間合いを確保し、わかりやすく誰もが守れるルールを策定するなど、作業環境の構築が必要です。

現場の組合員が、納得と将来の展望を持って施策を担うために、施策について不安点を解消していくことが必要です。したがって下記のとおり申し入れますので、会社側の真摯な回答を要請します。

記

【施策全体について】

1. 今施策については、安全と技術レベルの維持向上が図られ、施策を担う組合員・社員が、不安無く達成感を感じ、高いモチベーションが維持できるものとする。
2. 今施策における要員効果については、各実施項目ごとに明らかにするものとし、各交渉単位において具体的に示すこと。
3. 直轄、パートナー会社における労働条件向上を行うこと。具体的に以下の点を実施すること。
 - ① パートナー会社の月単位における夜間作業は10回までを基本とし、やむを得ない月に限り13回までとすること。また、やむを得ない月は年間3回までとすること。
 ※「やむを得ない月」とは、大規模切替工事がある場合のほか、5条閉鎖工事が2回以上ある場合とする。
 - ② 全保守箇所が受け持つ線区の全ての区間(駅構内、駅間、車両基地、変電所、機器室)において、90分以上の作業時間を確保できる間合いを設定すること。
4. 育成プランについて、新幹線部門の分離等施策の内容を踏まえて、見直すこと。
5. 安全に関するルール等のあり方を見直し、細部については各支社等が現場実態・環境に則して決定できるようにすること。

【電気部門の新たな新幹線体制の確立について】

6. 新幹線統括部門と技術センター、メンテナンスセンターの要員規模と、主な業務のフローを作成すること。
7. 拠点メンテナンスセンターには、企画・管理、総務、安全指導・保安グループに相当する担当者を専任で配置すること。
8. 拠点メンテナンスセンターには、副所長を配置し、教育体制の充実、部外対応等の決裁の円滑化を図ること。
 また、拠点メンテナンスセンター以外のメンテナンスセンターには副メンテナンスセンター長を配置すること。
9. 新幹線部門における異動については、各エリアの技術センター内での異動を基本とし、在来線の支社エリアをまたぐ異動は本人の希望がある場合に限ること。
10. 直轄の技術力維持向上のために、各メンテナンスセンターは以下の設備保守を行うこと。
 - ① 電力: 変電所を各メセごとに1箇所以上担当すること。
 - ② 信通: 4線以上の駅もしくは車両基地を各メセごとに1箇所以上担当すること。
11. 乗車券類、小口現金管理はメンテナンスセンター長が行うこと。
12. 施策実施に先立って、全社員を対象に施策の全体を詳細に周知した上で、本人希望を面談によって把握し尊重すること。
13. 各交渉単位において、要員の配置等業務体制に関する議論を行うこと。



また、この間地方交渉において労使で確認してきた項目は、体制変更後においても引き継ぐこと。 ②に続きます